



みどり



115号『改正道路交通法①』

2017年10月1日発行／編集責任者 田中 眞／毎月1日発行／群馬県藤岡市篠塚105-1
<http://www.shinozuka-hp.or.jp/center/>

道路交通法は、道路交通の情勢に対応するため適宜改正され新しくなっています。本年（2017年）3月12日からスタートした改正道路交通法では、高齢運転者対策を推進することに焦点が当てられた改正が行われました。

改正のポイントは3つあります（表1）。

表1. 改正のポイント

①臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設

75歳以上の運転者が一定の違反行為をした時は、その時点で臨時的認知機能検査を受検する必要があります

②臨時適性検査制度の見直し

免許更新時、または上記の臨時的認知機能検査で「認知症のおそれがある」と判定された方は、臨時適性検査を受けるか、または、主治医等の診断書を提出する必要があります

③高齢者講習の合理化・高度化

認知機能検査の結果によって講習の内容等が変わります

まず、免許更新時の手続きに関わる②と③について、手順を追いながら解説します。

改正後の運転免許更新の流れ

運転免許証の更新期間が満了する日（誕生日の1ヶ月後の日）の年齢が70歳以上の方は、更新手続き前に高齢者講習（表2）等の受講が必要です（要予約）。

表2. 高齢者講習の内容

- ①双方向型講義（30分）
 - ②運転適性検査（30分）※改正前より短縮
 - ③実車指導（60分）：ドライブレコーダー導入
 - ④個別指導（60分）
- ☆高齢者講習は試験ではなく、必ず終了証明書が交付されます

- 1) 75歳未満の方の高齢者講習は表の①～③で、所要時間は約2時間です。
- 2) 75歳以上の方は、高齢者講習の前に認知機能検査（講習予備検査）（表3）を受ける必要があります（認知機能検査は、平成21年6月1日から導入されています）。これはご自身の記憶力や判断力の状態を知るための簡易検査です（認知症の診断をする検査ではありません）。検査時間は約30分です。

表3. 認知機能検査の内容

- ①時間の見当識；検査時における年月日、曜日及び時間を回答します
 - ②手がかり再生；一定のイラストを記憶し、採点には関係しない課題を行なった後、記憶しているイラストをヒントなしに回答し、さらにヒントを元に回答します
 - ③時計描画；時計の文字盤を描き、さらに、その文字盤に指定された時刻を表す針を描きます
- なお、検査用紙、イラスト及び検査の採点方法

を警察庁のホームページでダウンロードし、事前に検査を体験することができます。

検査終了後に採点が行われ、その点数に応じて認知機能が判定されます（表 4）。検査結果は後日またはその場で通知されます。

表 4. 認知機能検査の分類

□第 1 分類：記憶力・判断力が低くなっている（認知症のおそれがある）

□第 2 分類：記憶力・判断力が少し低くなっている（認知機能低下のおそれがある）

□第 3 分類：記憶力・判断力に心配がない（認知機能低下のおそれがない）

対象者を表 4 のように振り分けることで、このあと受講する高齢者講習における安全指導の内容や医療機関受診の必要性の検討などに活かされ、高齢者の交通事故防止の対策をより一層細やかに行うことが可能となります。

第 3 分類と判定されたら？

第 3 分類は、記憶力・判断力に心配がない方です。高齢者講習は表 2 の①～③で、所要時間は約 2 時間です。

第 2 分類と判定されたら？

第 2 分類は、記憶力・判断力が少し低くなっている方で、認知機能低下のおそれがあります。高齢者講習は表 2 の①～③に加えて、④の個別指導が含まれます。これは、加齢に伴う身体機能の低下について、受講者の自覚と安全意識を高める目的で行われます。

第 1 分類と判定されたら？

第 1 分類は、記憶力・判断力が低くなっている方で、認知症のおそれがあります。この場合高齢者講習を受ける前に、臨時適性検査の受検または医師の診断書提出が必要となります（後日、都道府県公安委員会から通知が届きます）。

1) 臨時適性検査とは

都道府県公安委員会が指定する医師による検

査と診断です。

2) 医師の診断書とは

認知症に関して専門的な知識を有する医師または認知症に係る主治医（かかりつけ医）により作成される診断書です。

* * *

改正前は、認知機能検査で第 1 分類と判定された方が更新前後の一定の期間内に一定の違反行為をした場合にのみ、臨時適性検査を受けるか、専門医またはかかりつけ医による診断書の提出が義務付けられていました。

* * *

臨時適性検査の結果もしくは医師の診断書は都道府県公安委員会へ提出されます。認知機能検査の結果も含めて、公安委員会の責任において、免許継続か取り消し等の判断・決定が行われます。その内容は以下の通りです。

1) 「認知症」と判断された場合；聴聞等の手続き後、運転免許は停止や取り消し等となります。

2) 認知症ではないが、認知機能の低下がみられ今後認知症になるおそれがあると判断された場合；原則として 6 ヶ月後に再度臨時適性検査等を行うこととなりますが、高齢者講習（表 2 の①～④）を受講すれば免許証を更新できます。

3) 認知症ではないと判断された場合；高齢者講習（表 2 の①～④）を受講すれば免許証を更新できます。

* * *

道路交通法上で規定されている「認知症」とは、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶障害及びその他の認知機能が低下した状態をさします。

* * *

次号も引き続き改正道路交通法を紹介します。

（文責：金子 由夏）